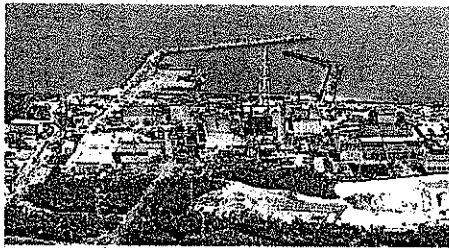


東海第二 運転差し止め

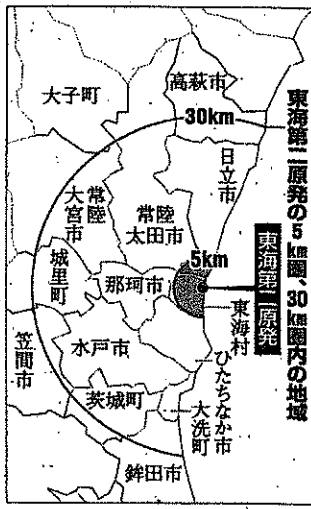
94万人避難計画に不備

水戸地裁「住民に具体的危険」

日本原子力発電(原電)が再稼働を目指す東海第二原発(茨城県東海村)について、住民らが運転差し止めを求めた訴訟で、水戸地裁は18日、原電に差し止める命じる判決を言い渡した。前田英子裁判長は、原発周辺自治体の避難計画について「整えられているというにはほど遠い状態で、防災体制はきわめて不十分だ」と述べた。



東海第二原発
 茨城県東海村、本社へりから



同原発は首都圏にある唯一の商業炉。半径30km圏内に全国最多の94万人が住んでおり、判決は、30km圏の14自治体による防災対策の不備を指摘した。原電は安全対策工事を終えたとする。2022年12月以降の再稼働を目指してきたが、その道筋に影響が出そうだ。

原電は判決について「到底承服できない」として、19日にも東京高裁に控訴する意向を明らかにした。これまで原電運転をめぐる司法判断では、地震や津波、火山の噴火といった事態への想定や対策が十分かどうかが主な争点となってきた。今回の判決は、原電による想定や対策に明らか

▼2面|周辺自治体は、29面|判決要旨、31面|住民は

後、国が定めた原子力災害対策指針に沿った形で、30km圏にある14自治体が混乱なく避難や屋内退避などができるかを検討した。

まず、原発事故は地震や津波などの自然災害を伴って起きることが想定される。市町村に先立つてできた県の計画も、災害対策本部の機能の維持のあり方などに課題が残るとした。前田

裁判長は「指針の想定する計画や実行の体制が整えられておらず、住民の人格権を侵害する具体的な危険がある」と結論づけた。

(千田真也、久保田一暉)

東海第二原発 差し止め

「福島に報いる判決」 原告ら「画期的判断」

水戸地裁は18日、東海第二原発の運転差し止めを命じる判決を出した。過酷事故の避難体制を「極めて不十分」と断じる内容に、原告らに喜びが広がった。同じ日に広島高裁は伊方原発の再稼働を認める判断を下し、司法に左右される原発の不安定さが浮かんた。

▼1面参照



判決を受けて「勝訴」の垂れ幕を掲げる原告団の弁護士ら＝18日午後2時32分、水戸市大町1丁目の水戸地裁前、小島弘之撮影

「東海第二原発、再稼働認めず」「首都圏も守られた」――水戸地裁の正門前で勝訴を伝える垂れ幕が掲げられると、「勝った」と歓声があがった。2012年の提訴から9年近く、地裁近くで開かれた原告団らの記者会見場も拍手で包まれた。

弁護士共同代表の海渡雄一弁護士は判決について、「国民の多くが脱原発を望む中で、地域住民らの再稼働反対という切なる願いに応えた画期的な判断だ」と評価した。

判決は、原発から30キロ圏内に住む人の避難計画が十分ではないと指摘した。この点について、同じく共同代表の河合弘之弁護士は「全ての原発訴訟に当てはまる論理で、水平展開できる」と期待を込めた。

ただ、原告団は訴訟で、想定される地震の最大の揺れを示す「基準地震動」が過小など11の論点で訴えてきたが、避難の困難さ以外は認められなかった。弁護団の事務局長を務める只野靖弁護士は「地震動だけだなく、一つ一つの論点で別の判断になっていてもおかしくない」と話した。

原告団代表の大石光伸さんもマイクを握った。「福島第一原発事故の事実を重く受け止め、福島の方々の思いに報いる判決だと思ふ」と語気を強めた。

会見場は、広島高裁が再稼働を認める判断を下した四国電力伊方原発3号機（愛媛県）の原告団とオンラインでつながれた。伊方原発の原告団の一人は「東海第二原発訴訟の勝訴が全国の前例訴訟の追い風になるように祈っている」と話した。

（小島弘之）

司法次第 不安定な電源

NPO法人「原子力資料情報室」（東京）の伴英幸共同代表の話 福島第一原発事故後、裁判所は原発関連の裁判で国や電力会社が十分に安全性の立証を尽くすのか、厳しく見るようになった。今回の東海第二を巡る判決は、その流れが変わっていないことを示した。伊方を巡る多くの訴訟が起ころされ、司法判断次第で稼働に影響が出ることを踏まえれば、原子力は安定したベースロード電源とは言えないのではないのか。

「全ての立証責任を住民側に負わせるのはあり得ない。最悪の決定だ」。広島高裁決定の後の会見で、住民側弁護士共同代表の中村寛一弁護士はそう憤った。

昨年の判断から一転、住民側の訴えを退けた今回の高裁決定が示したのは、住民側が原発の危険性の立証責任を負うとする判断の枠組みだった。

中村弁護士らによれば、原発をめぐる訴訟ではこれまで、証拠の多くが国や電力会社側に存在することなどから、立証負担を公平に

「福島をお忘れか」の旗が掲げられると、集まった支持者らは静まりかえった。

住民側弁護団の中村寛一

福島の教訓に学ばないのか。四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止め仮処分を取り消した18日の広島高裁の決定に、同原発の運転差し止めを求める各地の訴訟の原告らは憤りの声を上げた。

決定後の午後2時過ぎ、広島高裁前に「不当決定」「福島をお忘れか」の旗が掲げられると、集まった支持者らは静まりかえった。

立証責任 住民だけに

「全ての立証責任を住民側に負わせるのはあり得ない。最悪の決定だ」。広島高裁決定の後の会見で、住民側弁護士共同代表の中村寛一弁護士はそう憤った。

昨年の判断から一転、住民側の訴えを退けた今回の高裁決定が示したのは、住民側が原発の危険性の立証責任を負うとする判断の枠組みだった。

中村弁護士らによれば、原発をめぐる訴訟ではこれまで、証拠の多くが国や電力会社側に存在することなどから、立証負担を公平に

伊方原発 差し止め取り消し 住民ら「福島をお忘れか」

同代表は記者団に「司法の存在意義を問われた裁判だったが、正面向き合ってくれなかった」と語った。申立人の一人で、山口県上関町の漁師、橋本久男さん(60)は、集会で「放っておくと第二の福島事故が起きる。原告団に寄り添った判断が出るのはいつになるのか」と嘆いた。

松山地裁の訴訟の原告と弁護団は「住民に不可能を強い、原発の運転差し止めを認めないとする極めて特異な不当決定」と非難する声明を出した。（東京見平、高橋慶、倉富龍太、足并菜摘）

「原発関連企業 経営を左右」

他の原発訴訟の原告らにも反響が広がった。

東京電力福島第一原発事故の避難者訴訟の原告代理人、馬奈木敏太郎弁護士は「避難計画の実効性がないところでは原発は運転できない」と指摘した判決だ」と喜んだ。原発事故では渋滞で避難に時間がかかった。「避難を正面から議論する」と、日本では原発は運転できないうことだ。

関西電力大飯原発（福井県）の訴訟で原告だった大阪府高槻市の水戸喜世子さん(85)は、「多くの命を救う判決」と涙ぐみ、夫の蔵さん（故人）の遺影に手を合わせた。芝浦工業大学教授だった蔵さんは、東海第二の原子炉設置許可処分取り消しを求めた訴訟で原告側の証人となったが、この訴訟は原告側敗訴に終わった。喜世子さんは「夫の遺志がかなった」と話した。

18日の判決で、原発専門の日本原電の先行きはさらに苦しくなる。福井県敦賀市で機械工具卸会社を経営する小森英宗さん(70)は売り上げの6割が原発関連を占め、日本原電のほかにも電力会社と取引をしている。司法判断は予測しづらく、原発関連の中小企業は経営を左右されかねない。

また、決定は原発の安全性について「専門的立場から様々な見解があり、それが正しいとも言えない」とも言及した。

四電側は異議審で研究者らの意見書計16通、証拠提出した。住民側弁護団の山本直弁護士は「多数の論文や学説が挙げられ、いろんな見解があるとして立証責任を課された住民側が負けた」と振り返った。

（選挙権史）